

令和7年度 向島秀蓮小中学校 学校いじめ防止基本方針

1. 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

平成25年に制定された、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)を受け、翌年の10月10日、京都市においても「京都市いじめの防止等に関する条例」が制定された。平成27年1月には、いじめ防止条例第9条の規定に基づき、「京都市いじめの防止等取組指針」が策定された。平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、同年9月には「京都市いじめの防止等取組指針」が改定された。

本校の「学校いじめ防止基本方針」は、これらの内容を踏まえ、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2. いじめ対策委員会

(1) 構成員

学校長 副校長 教頭 人育ち推進部長 前期生徒指導主任 教育相談主任（前後） 補導主任 生徒会主任 養護教諭 総合育成支援教育主任（前後） スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 通級担当（前・後）（必要に応じて関係者でケース会議を行う）

(2) 役割

- ・ 補導係会や生徒指導委員会、前期教育相談委員会での情報をもとに、各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・ 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・ 補導係会、生徒指導委員会、前期生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・ いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

(3)開催時期

月1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

(4)周知方法

集会や参観などの機会を通じて、生徒や保護者・地域等への周知を行う。

(5)関連する組織

【生徒指導委員会】

[実施予定] 月1回（補導係会からの情報をもとに必要と判断した場合に適宜実施）

[構成員] 学校長 副校長 教頭 人育ち推進部長 前期生徒指導主任 ステージマネージャー
補導主任 生徒会主任 教育相談主任（前後） 特活主任（前後） 部活動係1名
教務主任 養護教諭

[内容] • 補導係等より上がってきた情報をもとに、各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
• 問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
• 問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
• いじめの有無の判断はいじめ対策委員会で行う。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握をする。いじめであると判断された場合、問題解決まで被害・加害双方に対し組織的に支援、もしくは指導を行う。

【補導係会】

[実施予定] 隔週

[構成員] 学校長 副校長 教頭 人育ち推進部長 前期生徒指導主任 補導主任 各学年補導係
養護教諭 教育相談主任 育成学級担任 通級担当（後） スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

[内容] • 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
• 問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
• 問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
• いじめの有無の判断はいじめ対策委員会で行う。断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握をする。いじめであると判断された場合、問題解決まで被害・加害双方に対し組織的に支援、もしくは指導を行う。

【サポート委員会】（不登校対策委員会を兼ねる）

[実施予定] 隔週

[構成員] 学校長 副校長 教頭 人育ち推進部長 補導主任 前期生徒指導主任 ステージマネージャー
教育相談主任（前後） 養護教諭 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
スクールカウンセラーコーディネーター 総合育成支援チーフ
育成学級主任

[内容] • さまざまな特性を起因とした困りを抱えている生徒に対して、適切な支援ができるように検討を行う。
• 関係機関との連携を含めた多岐にわたる対応を検討し、実践する。

3. 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

温かな学級づくりの推進

- ・すべての教育活動の基盤は、学級にあるとの意識を高く持ち、互いに理解し合い、認め合い、高め合い、温かな人間関係を構築できる学級づくりに重点を置いた取組を推進する。さらに、温かな学年づくり、温かな学校づくりを目指した取組を推進する。(ビジョンを持ち、意図的、計画的な経営を進める)
- ・「認められる」「協調できる」「感動がある」「役立っている」など自己有用感を持てる充実した学級づくりを推進する。(学級組織の確立を目指す)
- ・チーム・学年担任制で多くの視点から生徒の実態把握を行い、生徒の変化を早期に発見するよう努める。

授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさなどを実感できる授業を行う。とくに、「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」「自主的に学習を進めるための反転学習」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的な学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながら、いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、授業参観において道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

十の宣言の実践と定着

- ・向島中学校における平成24年の臨時生徒総会によって決議された行動規範である「生徒十訓」をさらに進化させ、向島秀蓮小中学校開校に合わせて、向島南小学校や向島二の丸小学校の「十の宣言」を融合させ、規範意識の醸成に努めるために、「十の宣言」を作成した。主に生徒会活動を通して「十の宣言」の意識化、行動化、習慣化を目指す。

生徒会を主体とした取組の充実

- ・一人一人の個性が生かされ、全校生徒の力が結集できる学校行事やボランティア活動を、生徒会を中心として推進する。
- ・自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導し、主体的・自発的な活動を重

視する。また、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

その他

- ・学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。

(2)いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ・日常の生徒に関する情報共有**

日常の生徒観察や随時の教育相談、教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有・分析し、速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見するように努める。これまでの取組全般を客観的に振り返り、意識的・組織的に改善を図る。

- ・生徒に対する定期的な調査**

日常の生徒観察に加え、いじめに関するアンケート（記名式）、クラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート　わたしの毎日アンケート）、心と体のアンケートを実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、アンケート結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

- ・上記調査等の結果の検証及び組織的な対処**

日常の教育相談はもちろんのこと、教育相談週間（月間）を設定し、クラスマネジメントシート等を活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りに傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3)いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

- ・基本的な考え方**

いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

・ 適切な引継

9カ年の義務教育課程において必要な情報が確実かつ適切に引き継がれ、共有されるよう処置し、協同した取り組みを推進する。

・ 周囲の生徒（傍観者）への指導

直接関わっていないが、いじめがあることを認識しているにもかかわらず、傍観し注意しない、放置する生徒に対しても、いじめを助長する一要因であることを理解させ誰かに知らせる。止めるための行動を取ることの重要性を指導する。

・ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



- ・ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応
 - ・ 校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
 - ・ 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
 - ・ 個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについては適宜実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
 - ・ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
 - ・ 教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
 - ・ P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。
- ・ 「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめに係わる行為が少なくとも3か月間止んでいる事（救済）といじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）の2つを面談により確認し、いじめ対策委員会で検討、解消の確認ができるまで継続的に見守る。再発の可能性を考慮し、教職員は、日常的に注意深く観察する。

(4)教職員の資質能力向上の取組

- ・ 日常的に生徒に関する情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともにその多角化に努める。
- ・ 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する（年間複数回、年間計画参照）。
- ・ 定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

4. 保護者・地域、関係機関との連携

- ・ 「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・ 機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないとの理解を広く求める。

5. 重大事態への対処

- ・ 基本的な考え方(定義)

重大事態の定義

「いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

「いじめにより相当期間(30日超)の欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

- ・ 重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本

校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6. 年間計画

いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合もある。

月	対策会議や 校内研修等	取 組		
		未然防止	早期発見 積極的認知	保護者への発信 関係機関との連携
4	・いじめ不登校対策委員会 ・前期生徒指導委員会（適宜） ・補導係会（隔週） ・サポート委員会（隔週） ・研修会「基本方針の共有」	・道徳 ・1年生迎える会 ・対策委員の周知 ・ピアサポート	・希望制二者懇談会（2～9年生） ・二者懇談会（1年生、1組）	・学級開き ・懇談週間 ・対策委員の周知
5	・いじめ不登校対策委員会 ・前期生徒指導委員会（適宜） ・補導係会（隔週） ・サポート委員会（隔週）	・4・8年生花背宿泊学習・ピアサポート ・秀蓮フェス体育の部 ・9年生修学旅行		
6	・いじめ不登校対策委員会 ・前期生徒指導委員会（適宜） ・補導係会（隔週） ・サポート委員会（隔週）		・教育相談週間 ・クラスマネジメントシート、いじめアンケート、こころとからだのアンケートの実施、学年集約と共有	・学校運営協議会
7	・学校評価結果の分析、 対策検討 ・補導係会（隔週） ・サポート委員会（隔週）	・7年生非行防止教室 ・4年生非行防止教室 ・生徒総会	・三者懇談	・三者懇談 ・学校評価の実施
8	・学校いじめ防止プログラムの見直し	・サマースクール		
9	・いじめ不登校対策委員会 ・前期生徒指導委員会（適宜） ・補導係会（隔週） ・サポート委員会（隔週）	・5年生宿泊学習 ・秀蓮フェス音楽の部		
10	・いじめ不登校対策委員会 ・前期生徒指導委員会（適宜） ・補導係会（隔週） ・サポート委員会（隔週）	・8年生チャレンジ体験 ・支部授業研修会 ・生徒会本部役員選挙	・クラスマネジメントシート、いじめアンケート、こころとからだのアンケートの実施、学年集約と共有	・学校運営協議会 ・学校評価・学校関係者評価 ・家庭教育学級
11	・いじめ不登校対策委員会 ・前期生徒指導委員会（適宜） ・補導係会（隔週） ・サポート委員会（隔週）	・秀蓮フェス文化の部 ・人権学習	・教育相談週間	・学校評価の共有
12	・学校評価結果の分析、 対策検討 ・前期生徒指導委員会（適宜） ・補導係会（隔週） ・サポート委員会（隔週）	・人権学習 ・秀蓮フェス文化の部 ・薬物乱用防止教室 6年・8年	・三者懇談	・三者懇談 ・学校評価の実施 ・懇談会

1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ不登校対策委員会 前期生徒指導委員会（適宜） 補導係会（隔週） サポート委員会（隔週） 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統文化教育 		<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会 学校評価、学校関係者評価
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ不登校対策委員会 前期生徒指導委員会（適宜） 補導係会（隔週） サポート委員会（隔週） 	<ul style="list-style-type: none"> 学年道徳 6年生宿泊学習 		<ul style="list-style-type: none"> 授業参観
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ不登校対策委員会 前期生徒指導委員会（適宜） 補導係会（隔週） サポート委員会（隔週） 			<ul style="list-style-type: none"> 学校評価の結果の共有